

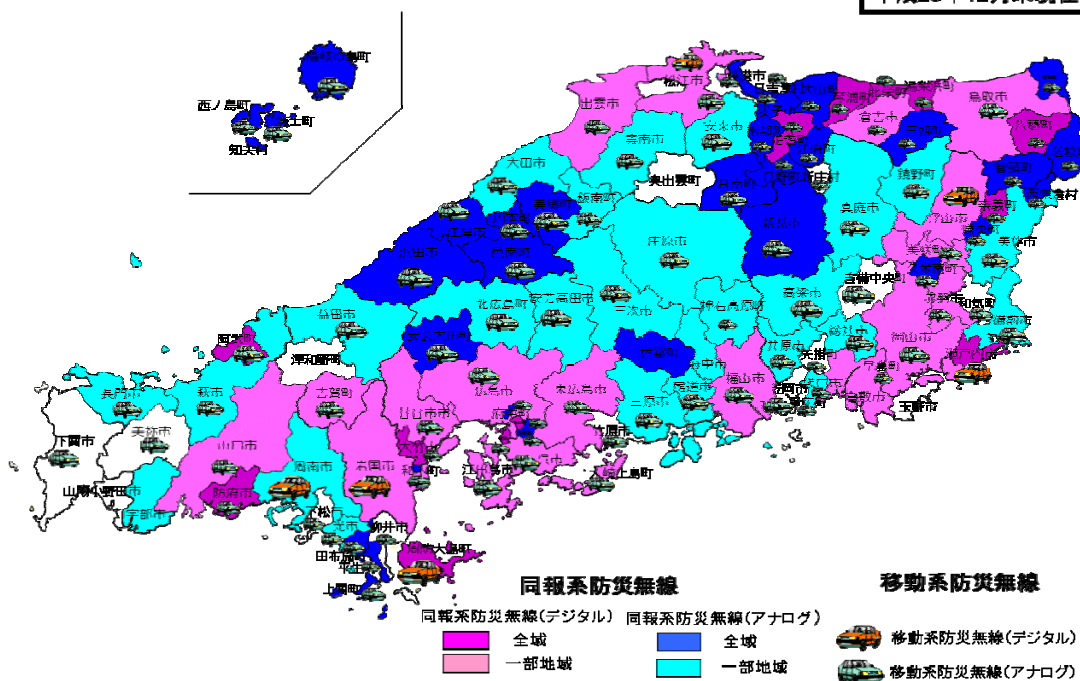
中国地域における大規模災害等 緊急事態における通信確保に向けて

平成24年3月7日
中国総合通信局

1 防災行政無線の整備

- 中国管内では、4市町を除く全市町村で防災行政無線システムを整備。
- 整備率は96.3%と全国(92.3%)よりも高い。
- 総務省が推奨するデジタル方式の導入は、山陽側から徐々に普及。(普及率29.0%)
- デジタル消防救急無線については、2消防本部が導入済み。平成28年5月までに全消防本部が導入予定。

平成23年12月末現在

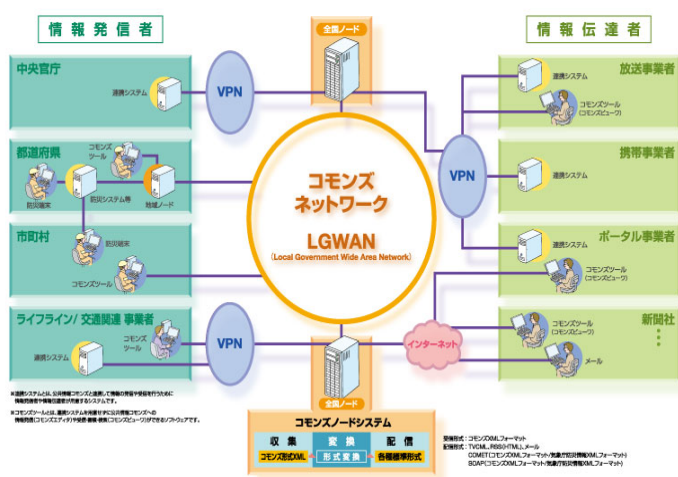


2 公共情報コモンズの活用

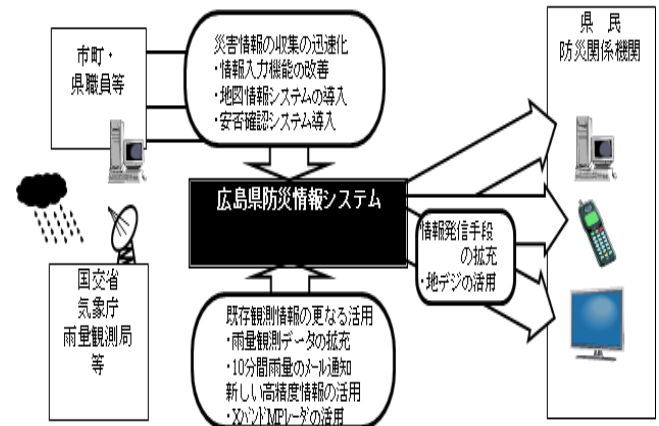
○公共情報コモンズは、災害等の情報を迅速正確に住民に伝えるための共同利用システム。

- ・情報発信者である地方自治体、インフラ事業者、交通事業者などからの情報をサーバーに集約。
- ・情報伝達者である放送事業者、通信事業者、新聞社等がサーバーにアクセス。

○中国管内では、広島県が平成24年1月より試験運用を開始。鳥取県も運用開始に向け調整中。



公共情報コモンズの概要 ((財)マルチメディア振興センター)



広島県では、本年1月から、県の防災情報システムを一新し、公共情報コモンズと連携し、各種情報伝達者の放送システム等に適したデータを伝達することによって、地域住民が、安心・安全に関わる情報をテレビ・ラジオ・携帯電話など様々なメディアを用いて入手可能としている。

2

3 東日本大震災等を踏まえた非常通信協議会の見直し

【1. 現状・課題】

① 非常通信協議会は、電波法の規定(人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信の円滑な確保)等を踏まえ、非常の場合の無線通信の円滑な確保を図ることを目的として設置されたもの。

[中国地方非常通信協議会は、国、県、市町村、電気通信事業者、電力、鉄道等281機関で構成]

② 先般の東日本大震災や台風12号被害等では、被災地において、各機関の自営通信網等を含め各種通信インフラが広範に甚大な被害を受けたところ。

③ このような大規模・広域災害への備えを今後充実させていくには、自治体や防災関係機関、各重要インフラ等における通信設備の被災状況に関する情報収集・集約や連絡調整の機能が不可欠だが、現状では災害時に非常通信協議会がそのような役割を果たせていない。

【2. 非常通信協議会の構成・活動に関する見直し方針】

現状・課題を踏まえ、今後は、非常通信協議会において、「非常の場合の無線通信の円滑な確保」に向けた迅速な情報収集・集約や連絡調整等の機能実現、災害に強い非常通信手段の整備促進等に向け、その組織構成、活動内容の発展・強化を図る。

- (1) 現状では一部参加していない重要インフラ関係機関等の参加促進
- (2) 構成員からの被災状況等の情報収集・共有システムの新たな整備・運用
- (3) 被災情報等を踏まえた連絡調整、相互支援体制の強化
- (4) 大規模・広域災害、長時間の停電等への対応を含めた訓練等の充実
- (5) 新たな防災ICTの活用や防災行政無線の耐災害性向上等の促進 等

3

中国地域における大災害発生時の情報流通の確保について

【 報告書 概要 】

2011年12月

中国総合通信局

1

I 検討にあたっての基本的考え方

1 目的

大災害にあたって、可能な限り、被害の程度を抑制するとともに、被災者の負担を軽減するため、なるべく多様な手段を用い、迅速に正確できめ細かな情報を提供する方法を検討する。

2 目的達成のため

○ 想定していた情報流通のための手段が機能不全に陥った場合に利用できるバックアップの手段について、可能な限り多様な選択肢を示す。

○ 災害の情報流通に関係する諸機関が果たし得る役割を明確にするとともに、連携の方策を検討する。

Ⅱ 大災害発生前の課題と対応策

【課題と対応策】

課題① 外出中又は作業中(農作業等)で屋外にいる住民への情報伝達が十分に行われない

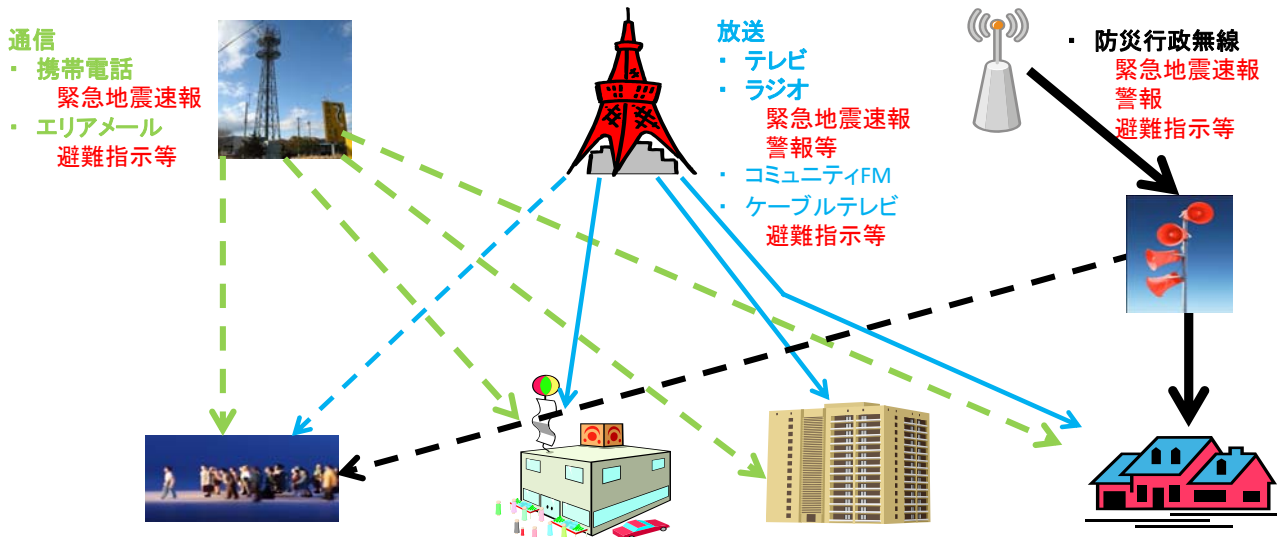
(対応策) ⑦ 携帯電話による緊急地震速報の受信(一部機種)、④ 一斉同報メール(登録者)、⑤ エリアメール(災害用) ※ 47市町が採用(中国管内)、② ワンセグ(エリアワンセグ)、④ コミュニティFM、⑤ ニュース速報、⑥ デジタル・サイネージ

課題② 詳細な情報伝達(具体的な避難行動等)は、困難な場合も多い

(対応策) ⑦ データ放送、④ ケーブルテレビ、⑤ コミュニティFM、④ 一斉同報メール、⑤ エリアメール、⑤ エリアワンセグ

課題③ 放送を視聴していない時間帯(深夜帯等)には、十分な情報伝達が行われない

(対応策) ⑦ 自動起動の端末(TV、ラジオ等)の導入、④ 携帯電話による緊急地震速報、⑤ 一斉同報メール、⑤ エリアメール



3

Ⅲ 大災害発生時・直後の課題と対応策

【課題と対応策】

課題① 想定していた情報伝達手段が機能しない場合における被災状況の把握

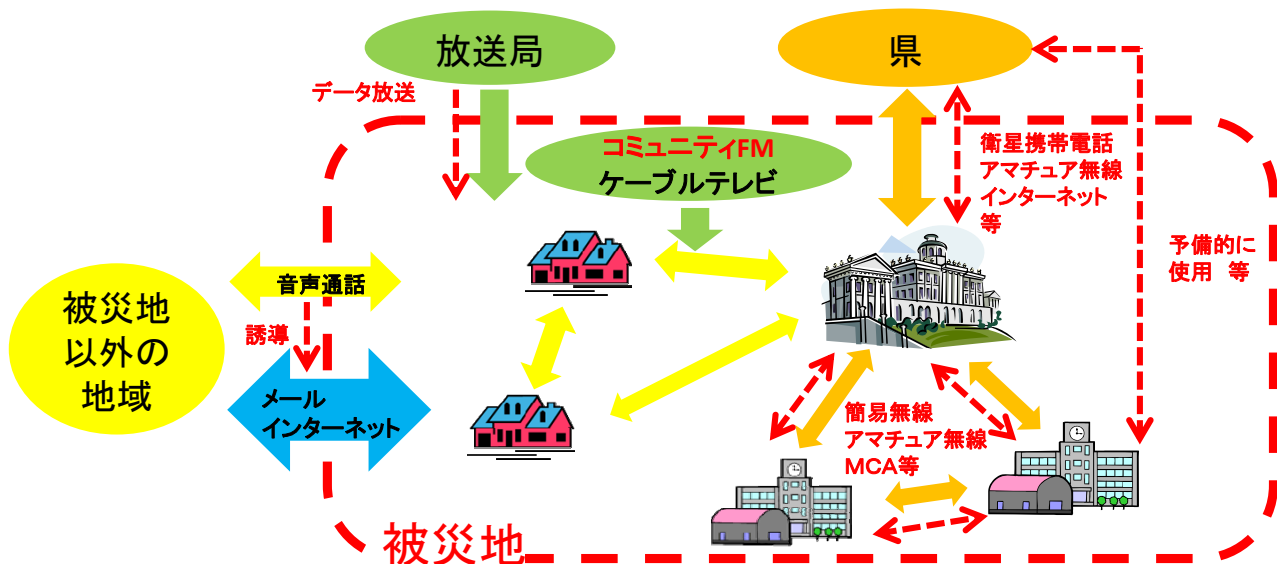
(対応策) ⑦ 衛星携帯電話、④ 簡易無線、⑤ MCA無線、④ アマチュア無線、④ 庁舎が被災した場合の方策(予め他の公共機関、事業所等との協定により、バックアップ作業スペースの確保や、避難所に予備の通信機器を配備等の準備)、② 他の公的機関の通信網

課題② 避難所への避難、停電等の場合における被災者への情報伝達の確保

(対応策) ⑦ コミュニティFM、④ 一斉同報メール、⑤ エリアメール、⑤ エリアワンセグ

課題③ 被災地内における公衆通信による情報流通の確保

(対応策) ⑦ 災害発生直後の公衆通信の輻輳の回避、④ インターネットの活用



4

Ⅳ 復旧・支援期の課題と対応策

【課題と対応策】

課題① 被災者へのきめ細かな生活関連情報の提供

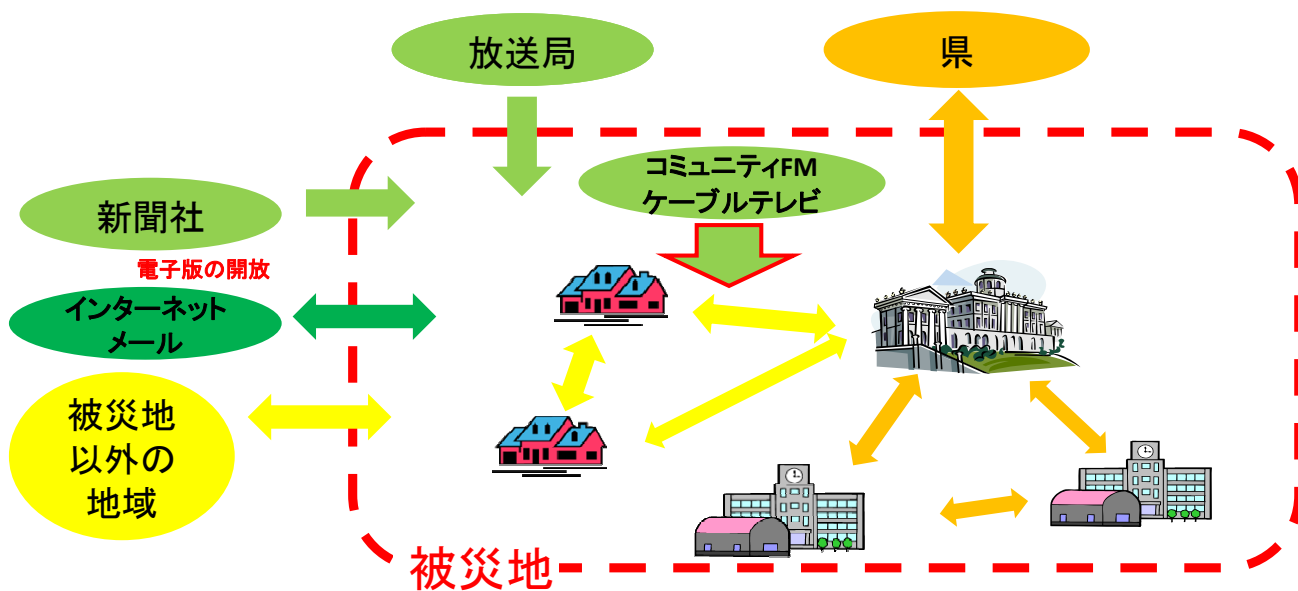
(対応策) ⑦ データ放送、④ ケーブルテレビ、⑨ 臨時災害放送局、⑫ 一斉同報メール、④ エリアワンセグ、⑫ 新聞電子版(又は災害特集等)

課題② 被災地の支援ニーズの被災地内外の支援団体(NPO等)への情報伝達

(対応策) ⑦ 新聞電子版(又は災害特集号)、④ ラジオ、コミュニティFM(臨時災害放送局)のインターネット配信、⑨ ポータルサイト

課題③ 在宅被災者の支援ニーズの把握、在宅被災者への支援情報の伝達

(対応策) ⑦ 臨時災害放送局、④ ケーブルテレビ、⑨ データ放送、⑫ エリアワンセグ、④ インターネットの活用エリアワンセグ



Ⅴ 対応策一覧表

大災害発生時の情報流通の確保のための対応策 【一覧表】

| 分類 | 対応策の取り組み時期 | 大災害発生時の情報流通の確保のための対応策 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|--------------------------------|-------------------------|---------------|-------------------|---|--------|----------|---|-------|--------|--------|---------|-----------------|---------|------------|------------|-----------------|------------------|------------------|--------------|---------|------------|-------|--|--|---|
| | | 庁舎が被災した場合の方策 | 携帯電話による緊急地震速報 | 災害発生直後の公衆通信の輻輳の回避 | 自動起動端末(テレビ・ラジオ等) | ニュース速報 | 一斉同報メール | 簡易無線 | MCA無線 | 衛星携帯電話 | エリアメール | アマチュア無線 | 新聞電子版(又は、災害特集等) | ポータルサイト | インターネットの活用 | デジタル・サイネージ | 災害放送局のインターネット配信 | ラジオ、コミュニティFM(臨時) | コミュニティFM・臨時災害放送局 | ワンセグ・エリアワンセグ | ケーブルテレビ | 他の公的機関の通信網 | データ放送 | | | |
| Ⅱ-1 大災害発生前における対応策 | ①屋外の住民等への情報伝達 | ア | | | | カ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ②具体的避難行動等の詳細な情報伝達 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ③深夜帯等の情報伝達 | イ | | ア | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| Ⅱ-2 大災害発生時・直後における対応策 | ①想定した情報伝達手段が機能しない場合 | オ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | カ |
| | ②避難所への避難等被災者への情報伝達 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ③被災地内における公衆通信による情報流通 | | | ア | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| Ⅱ-3 復旧・支援期における対応策 | ①きめ細かな生活関連情報の提供 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ②支援ニーズの被災地内外の支援団体(NPO等)への情報伝達 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ③在宅被災者の支援ニーズの把握、在宅被災者への支援情報の伝達 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新たな費用負担、情報発信者、情報伝達者等関係者間での調整の要否 | | 新たな費用負担や関係者間での調整は特段、不要。 | | | 機器取得やサービス導入に際し、予算措置が必要。関係者間での調整は、特段、不要。 | | | 情報発信者と情報伝達者との調整が必要。発生する費用の負担について、調整することが必要な場合がある。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 対応策の取り組み時期 | 短期的な取組みが可能 | | | | | 中長期的な取組み | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

VI 情報の円滑な流通の確保のための対応策 ①

災害情報(警報、避難情報、被害情報、生活関連情報等)の提供



- 情報発信者(自治体、インフラ事業者、交通事業者等) ・ 情報伝達者(新聞社、放送事業者、通信事業者等) 間の迅速、詳細な情報流通
- 利用者の立場に立った効率的な情報伝達

VI-1 災害時の情報流通に関係する諸機関が果たし得る役割及び連携方策

- 連絡体制の整備 →
 - ・ 関係機関等の情報の共有、協力・連携のための窓口の設置等
- 推進施策の検討 →
 - ・ 避難対策、指定地方機関、災害協定、臨時災害放送局、災害情報システム等
(例:中国管内のケーブルテレビ局の過半数が災害協定を締結中。)

VI-2 情報発信者と情報伝達者間の情報の迅速かつ円滑な流通方策

- 安心・安全公共コモンズ →
 - ・ 情報発信者の情報をサーバに集約し、情報伝達者がサーバにアクセスするシステム
(9県等で既に採用。広島県は、平成24年1月から開始予定。)
 - ・ 集約情報の内容、接続方法、コスト、参加者の範囲等の検討が必要

7

VI 情報の円滑な流通の確保のための対応策 ②

VI-3 高齢者・障がい者への対応策

- 高齢者や障がい者の避難支援 →
 - ・ 避難する十分な時間を確保するため、適切な手段を事前に検討
(例:山口県では、ガイドラインに避難支援に関する留意点を詳細掲載)
 - ・ 自治会や自主防災組織などの情報連絡網の活用、自治会の役員等による情報システムの利用
 - ・ 避難所等における防災ラジオ等の配布による情報伝達等
(例:倉敷市においては、緊急告知FMラジオを配備)

VI-4 生活関連情報の迅速な収集のための対応策

- 被災情報 ・ 営業再開情報等 →
 - ・ 情報伝達者間の情報の相互活用、連絡先周知等の取組み

8

Ⅶ その他

Ⅶ-1 新聞、地上波テレビ、ラジオ、防災行政無線の果たす役割

- 今後も重要な情報伝達手段 →
 - ・ 新聞の一覧性、保存性、地上波テレビ、ラジオ等の速報性、多数への伝達性等の特質を生かした重要な役割を果たすことを期待
- 防災行政無線の整備 →
 - ・ デジタル化による文字表示、測位機能等の高度利用、携帯メール・エリアワンセグ放送等との連携を期待
 - ・ 非常電源の確保、耐震性等のシステム改善が望ましい
(総務省において標準仕様やガイドラインを検討)

Ⅶ-2 より多様な手段により情報を獲得するために

- ラジオ(コミュニティFMを含む) →
 - ・ インターネットによる中継や、チューナー搭載の携帯端末等の配備等
(例:倉敷市においては、緊急告知FMラジオを配備(再掲))
- 携帯電話 →
 - ・ 避難所へのソーラー式充電器配備等